

信書便制度説明会を福井で開催（利用者向け・事業者向け説明会）

総務省北陸総合通信局（局長 吉武 久）は、平成29年2月16日（木）、福井市内の福井地域交流プラザで信書便制度説明会を開催しました。

説明会は、地方自治体や信書便の利用が見込まれる企業等（利用者向け）と既存の信書便事業者や信書便事業への参入に関心がある方（事業者向け）を対象に、信書便制度等をより一層理解していただくために周知活動の一環として定期的に北陸3県で開催しています。石川県では昨年10月に金沢市内で開催、富山県では本年11月頃に富山市内で開催する予定です。

福井での説明会には、利用者向け22名、事業者向け23名の計45名が参加しました。

説明はいずれも赤瀬信書便監理官が行い、利用者向け説明会では「知っておきたい信書のルール」の動画を交え「信書」に該当する文書の例や「信書」の送達方法、北陸3県の信書便事業者の参入状況や活用例などを、事業者向け説明会では特定信書便事業の開始までの手続き、信書便事業に関する売上高など業界の動向、事業開始後の総務省への手続きや定期報告などの遵守事項などを解説しました。

質疑応答の後、参加者全員を対象に行ったアンケートでは、「信書の定義を含む信書便制度」をはじめ、「信書便サービスの形態・活用例」や「信書便違反の罰則」、「信書の今後」についてもっと詳しく知りたいなどの回答がありました。

北陸総合通信局では、市町村を訪問し信書便制度を説明するほか、信書便事業への参入に関心がある方からの要望があれば個別に説明しております。信書便制度説明会につきましても、今回のアンケート結果を参考によりよい説明会の実施に向け取組を進めて参ります。

<説明会の模様>



<配布した資料の一部>



http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/100628_01.pdf



<http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/tokutei.pdf>

お問い合わせ先：総務部信書便監理官 076-233-4428